

亀山市立川崎南保育園重要事項説明書

1. 運営主体

設置者	亀山市
設置者の所在地	亀山市本丸町577番地
所管部署	0595-96-8822（子ども未来部子ども政策課）

2. 施設の概要

種別	保育所						
名称	亀山市立川崎南保育園						
所在地	亀山市長明寺町 250-2						
連絡先	電話	0595-82-8836					
	FAX	0595-82-8836					
	メール	Kawasakiminami-ho@city.kameyama.mie.jp					
施設長氏名	平野 美紀子						
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
	(3号)	3人	6人	15人	20人	44人	88人
当園の基本理念・方針	<p>川崎南保育園は亀山の北東部に位置し、園周辺は四季を通してのどかで緑豊かな環境にあります。春にはうぐいすのさえずりが聞こえ、周辺の木々や田畑の変化が、子どもたちに四季を感じさせ、さまざまな遊びを提供してくれる環境の中にある保育園です。</p> <p>子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指し、また、家庭や地域、様々な関係機関との連携を大切にしながら、保護者支援、子育て支援の推進に努め、安心して快適な教育・保育の環境づくりを進めています。</p>						

3. 施設の概要

敷地	敷地全体	2,897.40 m ²
	園庭	429.55 m ²
園舎	構造	鉄骨造（一部木造）1階建て
	延べ	697.61 m ²

4. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室 ほふく室	1 室	ひよこ組:0.1 歳児クラス
保育室	3 室	ひよこ組:2歳児クラス あか組:3歳児クラス もも組:4歳児クラス
遊戯室兼保育室	1 室	あお組:5歳児クラス
給食室	1 室	
職員室	1 室	

5. 職員体制(令和6年4月1日現在)

職種	人数	備考
園長	1人	
主任保育士	1人	クラス担任兼務
保育士(クラス担任)	4人	
保育士(フリー)	2人	
保育士	5人	
介助員	5人	
給食調理員	3人	
施設管理員	2人	
管理栄養士	1人	子ども未来部子ども政策課に配置

※「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める配置基準以上を配置します。

※人数は園児数等により変動することがあります。

【職種及び職務の内容】

園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士 主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。なお、主任保育士は第3号又は第4号の職を兼ねることができる。
- (3) 保育士(クラス担任) 保育士(クラス担任)は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 保育士(フリー) 保育士(フリー)は、園長の補助及び各クラスの活動の援助を行うとともに、保育士(クラス担任)の欠員時にその職務を代替して行う。
- (5) 保育士 保育士は、保育士(クラス担任)の指示に従い、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (6) 介助員 介助員は、特別な支援を要する園児の活動等の介助など、保育士の職務を助ける。
- (7) 管理栄養士 管理栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、園全般の食育を行う。なお、職員は子ども未来課子ども総務グループに配置する。
- (8) 給食調理員 給食調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (9) 看護師 看護師は、子どもの健康管理と園全般の衛生管理及び、医療的ケアを要する子どものケアを行う。
- (10) 施設管理員 施設管理員は、園の施設管理及び雑務を行う。

6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時15分～午後4時15分（8時間）
延長保育	保育標準時間	実施していません。
	保育短時間	午前7時30分～午前8時15分 午後4時15分～午後6時30分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前7時30分～午前12時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

7. 利用料等

実費徴収	2号認定子どもに係る副食費	1月当たり	月額4,500円
	2号認定子どもに係る主食費	1月当たり	毎月、実費を徴収
延長保育料※1 （保育短時間認定子ども）	午前7時30分～午前8時15分	1日当たり	200円
	午後4時15分～午後6時30分	1日当たり	200円

※1 同一世帯に小学校就学前の子どもが複数人いる場合、第1子についてはこの表に掲げる額の全額、第2子はこの表に掲げる額の半額とし、第3子以降は無料とする。なお、この場合の子どもの数は利用者負担額の算定に準ずる。

8. 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

9. 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、新入園児歓迎会、保護者会総会及びおやつ参観、歯科検診
5月	遠足、尿検査
6月	消防署見学、内科検診、交通安全教室
7月	祖父母参観、七夕子ども会、夏まつり、水遊び、プール遊び
8月	水遊び、プール遊び
9月	運動会
10月	遠足、保育参観・講演会、消防署連携避難訓練（消防車見学）、サッカー教室
11月	内科検診、防犯パトロール車来園（外部防犯訓練）、川崎小学校1年生との交流会、
12月	おたのしみ会、クリスマスこども会
1月	新年子ども会、新入園児面接
2月	節分子ども会、交通安全教室
3月	新入園児保護者会、ひなまつり子ども会、お別れ会、卒園式

誕生会、身体測定、避難訓練、安全指導、クリーン活動を毎月、防犯訓練を年8回実施。

外部講師による体力向上教室を年3回、ALT（外国語指導）、サッカー教室を年1回を実施。

子育て支援事業として園開放、子育て相談、園庭開放、保育体験を随時実施。

※ 園運営の都合等により、変更・中止になる場合があります。

10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の決定	市の行う利用調整による
退園理由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 利用に当たっての留意事項

- ・登園は、9時30分までをお願いします。
- ・当日の欠席、遅刻等の連絡は、9時00分までにコドモンアプリまたは電話でご連絡ください。
- ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。お迎えが遅れる場合や、延長保育を利用する場合には、必ず電話にてご連絡ください。
- ・熱が37.0℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。また、お子さんの体調不良(下痢・嘔吐など)により、発熱がない時でも連絡をさせていただくこともあります。
- ・感染症に罹患された場合は、登園届または感染症に関する届出書の提出が必要です。
- ・主治医が保育所での薬の服用を認めた場合に限り、薬をお預かりし投薬します。薬を服用する必要がある場合は、必ず「依頼票」に必要事項を記入・捺印の上、薬剤情報提供書と共に、登園時に職員に手渡してください。
- ・送迎時、駐車場では必ずお子さんと手をつないでください。また、駐車場の出入りは十分に注意してください。

11. 嘱託医及び嘱託歯科医(令和6年4月1日現在)

(嘱託医)

医療機関の名称	中村小児科
医院長名	中村 郁哉
所在地	亀山市長明寺町 304
電話番号	0595-84-0010

(嘱託歯科医)

医療機関の名称	北町もり歯科
医院長名	森 誠
所在地	亀山市北町 390-1
電話番号	0595-83-1260

※ 嘱託医及び嘱託歯科医は、年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

12. 緊急時における対応方法

【管轄する消防署】

消防署名	亀山消防署北東分署
所在地	亀山市長明寺町 842-1
電話番号	0595-84-1096

【管轄する警察署】

警察署名	亀山警察署
所在地	亀山市野村4丁目1番27号
電話番号	0595-82-0110

13. 非常災害対策

防火管理者	平野 美紀子
消防計画届出年月日	令和6年4月1日
避難訓練	避難や消火を想定した訓練を月1回以上、年16回実施。
防災設備	消火器(6本)、火災報知機(1台)など
避難場所	亀山市立中部中学校
緊急時の連絡手段	電話、専用メール(コドモンアプリ)、専用ホームページでの情報提供を行う。

14. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	清水 利江子	主任保育士
相談・苦情解決責任者	平野 美紀子	園長
苦情解決第三者委員	田辺 洋子	主任児童委員
	伊藤 淳子	主任児童委員

※ 年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

【要望・苦情等への対応方法】

- 1 園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 園は、市からの求めがあった場合は、その調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

15. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	保育所の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行います。

16. 個人情報の取り扱い

園の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者・その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

17. その他保護者に説明すべき事項

重要事項説明書の内容に変更等が生じた場合は、園内掲示等により周知を行います。